

大学共同利用機関法人自然科学研究機構における物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要領

平成19年10月25日
機構長決定

(目的)

第1 この要領は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）における建設工事を除く物品の購入及び製造、役務その他の契約（以下「購入等契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いを定め、契約事務を適正に行うこととする。

(定義)

第2 この要領において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

(取引停止の措置)

第3 大学共同利用機関自然科学研究機構契約実施規則（平成16年自機規則第5号）第2条に定める契約事務責任者（以下「契約事務責任者」という。）は、建設工事を除く一般競争参加資格を有する者及びその他の者（以下「業者」という。）が、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認める場合は、直ちに事実関係の概要その他必要事項を機構長に報告するものとする。

- 2 前項の報告を受けた機構長は、情状に応じて別表各号及びこの要領の定めるところにより購入等契約に係る業者の取引停止の期間を定め、当該業者との取引停止を行うものとする。
- 3 機構長は、前項により購入等契約に係る業者との取引停止を行う場合は、業者名、取引停止期間を契約事務責任者に対し周知しなければならない。

(取引停止に係る特例)

第4 業者が事案により別表各号の措置要件の二以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。

- 2 業者が取引停止の期間中又は当該期間の終了後3年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、当該各号に定める短期の2倍の期間とする。
- 3 前項のうち、取引停止の期間中に措置要件に該当することとなった場合の取引停止の始期は、当初の取引停止期間終了日の翌日とする。
- 4 契約事務責任者は、取引停止の期間中の業者が、当該事案について責を負わないこと

が明らかとなった場合は、当該業者について取引停止を解除するものとする。

5 契約事務責任者は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手とすることができるものとする。

6 契約事務責任者が4及び5の措置を講じた場合の予算責任者への報告は、第3の2の取扱いを準用する。

(指名等の取消し)

第5 契約事務責任者は、取引停止された業者について、現に競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取り消すものとする。

2 契約事務責任者は、すでに入札書又は見積書（以下「入札書等」という。）が提出され開札等に至っていない場合は、入札書等の受理を取り消すものとする。

(取引停止措置等の公表)

第6 契約事務責任者は、第3の1の規定による取引停止、第4の4の規定による取引停止の解除をしたときは、機構ホームページ上で公表するものとする。

2 契約事務責任者は、第5の規定による指名等の取消しをしたときは、当該業者に対し遅滞なく通知するものとする。

(取引停止期間中の下請等)

第7 契約事務責任者は、取引停止の期間中の業者が機構における契約に係る製造等の全部又は一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請している場合はこの限りでない。

(警告又は注意の喚起)

第8 契約事務責任者は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

(取引停止期間の減免)

第9 契約事務責任者は、業者が過去の不正取引について自己申告した場合は、情状を考慮し取引停止期間の減免をすることができる。

附 則

この要領は、平成19年10月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月23日から施行する。

別表 取引停止の措置基準

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載)	
1 機構発注の購入等契約に係る手続において、一般競争参加資格審査申請書その他の提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上 6か月以内
(贈賄)	
2 次のイ、ロ及びハに掲げる者が機構の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合	逮捕又は公訴を知った日から
イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）	4ヶ月以上 12か月以内
ロ 業者の役員又はその支店若しくは営業所（當時購入等契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、イに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）	3か月以上 9か月以内
ハ 業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	2か月以上 6か月以内
3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が他の官公庁その他公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	4ヶ月以上 12か月以内
ロ 一般役員等	1か月以上 6か月以内
ハ 使用人	1か月以上 3か月以内
(独占禁止法違反行為)	
4 機構との契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 3か月以上 9か月以内
5 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上 9か月以内

(競争入札妨害又は談合) 6 業者である個人又は業者である法人の代表役員等、一般役員等又は使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3に規定する談合又は競争入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 (不正又は不誠実な行為) 7 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、購入契約の相手方として不適当であると認められるとき。 8 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、購入等契約の相手方として不適当であると認められるとき。	逮捕又は公訴を知った日から 1か月以上12か月以内 当該認定をした日から1か月 以上9か月以内 当該認定をした日から1か月 以上9か月以内
---	--